(仮称) 葛尾風力発電事業 環境影響評価方法書についての 意見の概要と当社の見解

平成 29 年 8 月

葛尾風力株式会社

目 次

第 1	章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	. 環	境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
	(1)	公告の日	1
	(2)	公告の方法	1
	(3)	縦覧場所	
	(4)	縦覧期間	
	(5)	縦覧者数	
2.	. 環	境影響評価方法書についての説明会の開催	
	(1)	公告の日及び公告方法	3
	(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
3.	. 環.	境影響評価方法書についての意見の把握	4
	(1)	意見書の提出期間	4
	(2)	意見書の提出方法	4
	(3)	意見書の提出状況	
第 2		環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、 方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供し た。

(1) 公告の日

平成29年6月1日(木)

- (2) 公告の方法
 - ①日刊新聞紙による公告(別紙1参照)

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成29年6月1日(木)付福島民友新聞社、福島民報社の全県版
 ※平成29年6月23日(金)~6月28日(水)に開催する説明会についての公告を含む。
- ③ダイレクトメールによるお知らせ(別紙2参照)
 - ・葛尾村においては、対象事業実施区域周辺の避難されている方へダイレクトメールを送付した。
- ④インターネットによるお知らせ

平成29年6月1日(木)から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト (別紙 3-1 参照)

http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-24.html

・浪江町 ホームページ (別紙 3-2 参照)

http://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/7/16203.html

・葛尾風力株式会社 ホームページ (別紙 3-3 及び 3-4 参照) http://jwe.co.jp/katsurao/

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 4 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

- ①関係自治体庁舎での縦覧
 - ·福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階) 福島県福島市杉妻町 2-16
 - · 浪江町役場産業振興課 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2
 - · 葛尾村役場 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16

· 葛尾村役場三春出張所 福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田 287-1

②インターネットの利用による縦覧

・葛尾風力株式会社 ホームページ http://jwe.co.jp/katsurao/

(4) 縦覧期間

・縦覧期間:平成29年6月1日(木)から平成29年6月30日(金)まで (土・日曜日、祝日を除く。)

・縦覧時間:午前8時30分~午後5時15分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態 とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は3件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 (別紙1、別紙2、別紙3、別紙4参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ① 平成29年6月23日(金)
 - ・開催時間及び場所:

18:30~20:00 葛尾村役場

(福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16)

来場者数:6名

- ② 平成29年6月24日(土)
 - ・開催時間及び場所:

(福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田 287-1)

来場者数:15名

14:00~15:30 葛尾村役場三春出張所

(福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田 287-1)

来場者数:19名

- ③ 平成29年6月28日(水)
 - ・開催時間及び場所:

14:00~15:30 浪江町役場

(福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2)

来場者数:6名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出 を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年6月1日(木)から平成29年7月14日(金)まで (郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②葛尾風力株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計3名の方から、3通の意見書が提出された。 なお、意見の総数は32個であり、その内訳は以下の通り。

提出者 (名)	意見書数 (通)	意見数 (個)
1	1	20
1	1	10
1	1	2
合計 3名	合計 3 通	合計 32 個

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から 提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要 に関しては原文のまま記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
No. 1	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。 また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1 頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 ■コウモリ類について	事業者の見解 国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、環境保全措置についても検討され始めた段階です。今後も新たな知見を収集し、取り得る保全措置について検討します。
	事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測 や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリ は死んでも構わない」と思っているのか?日本の 法律ではコウモリを殺すことは禁じられているは ずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」に ついて、保全措置をとらずに殺すつもりか?	
3	■コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予 測するために、必要十分な調査を行うべきである。 必要な調査内容については、鳥類やネズミ類、大 型哺乳類などの他分野の「専門家」ではなく、バットストライクについて十分な知識のある「コウ モリ類の専門家」にヒアリングを行うべきではないのか。	コウモリ類の調査、予測及び評価については、コウモリ類に関して学術誌に原著論文が掲載された 実績のある方にヒアリングを実施したいと考えて おります。
4	■コウモリ類の調査について コウモリ相調査だけではバットストライクの影響 予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウ モリ類の影響の程度を予測するために、「コウモリ 類の専門家」の指導のもと、調査の重点化を行う べきではないのか。	調査方法については専門家等の助言を踏まえながら内容を検討いたします。

NI.	辛旦の拠悪	東光老の日紹
No.	意見の概要	事業者の見解
5	■バットディテクターの探知距離について	風況観測塔は設置されていないためご指摘のような調査の実体は思難ですが、英見成分測想符を思
	バットディテクターの探知距離は短く、高空、つ	うな調査の実施は困難ですが、逆目盛検測桿等を用して批写した。
	まり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は	いて樹冠上を飛翔するコウモリ類の生息状況につ
	地上からほとんど探知できない。よって風況観測 塔 (バルーンは風で移動するので不適切) にバッ	いて調査の実施を検討いたします。
	哈 (ハルーンは風で移動するので不適切) にハッ トディテクター (自動録音バットディテクター)	
	「ノイノクター (日勤歌ョハッドノイノクター) の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリ	
	の産民マイラを設置し、同同及におけるコラモテーの音声を自動録音するべきではないのか。これら	
	は、すでに欧米や国内で行われている一般的な調	
	を手法である。	
6	■バットディテクターの機種にいて	入感状況調査では可能な限り周波数解析が可能
0	ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度	な機種を使用するよう留意いたします。
	に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種	
	の識別にはほぼ使用できない。バットディテクタ	
	ーは、周波数解祈が可能な方式の機種を使用する	
	べきではないのか。	
7	■コウモリの音声解析について	周波数解析につきましては、ご指摘のとおり種の
	コウモリの周波数解析(ソナグラム)による種の	同定が難しいため、周波数毎(20~25kHzや50kHz
	同定は、国内ではできる種とできない種がある。	等)のグループの同定とし、利用頻度等の整理を行
	図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考	います。
	例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラ	
	一効果など声の変化する要因が多数あるため、専	
	門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よっ	
	て、無理に種名を確定しないで、グループ(ソナ	
	グラムの型)に分けて利用頻度や活動時間を調査	
	するべきではないのか。 ■コウモリの音声録音について	自動録音調査と捕獲調査の調査日が重なる場合
8	■コワモリの音戸球音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と	日
	捕獲調査は、同日に行うべきでない(捕獲調査日	(には、 / グツ頂()に)いて田思いにしまり。
	加援調査は、同日に行うべるとない(加援調査日 の録音データは使用しないこと)。	
	*/MA / / / MA IX/II しいよく ここ/o	

	-t In	伊佘川泉川崎市住住 A C
No.	意見の概要	事業者の見解
9	■コウモリの捕獲調査について ・コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコ ウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきではな いのか。	・コウモリ類の捕獲については、所管機関より許可を得て適切に実施いたします。
	・6月下旬-7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハープトラップでは樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ(ヤマコウモリやヒナコウモリなど)を	・繁殖の状況やねぐらが近くにあるのか否か等を正確に把握する上でも重要な時期に当たるため、当該時期での調査を実施する考えです。 ・コウモリ類への負担の小さいハープトラップを用
	捕獲できない。カスミ網なら捕獲できるので、「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウモリ類の専門家の指導のもと」でカスミ網も併用するべきであろう。	いた調査を実施することとしました。樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ類については、逆目盛検測桿等を用いた調査で生息状況を確認いたします。
	・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回	・捕獲したコウモリの生体につきましては、麻酔は使用せずに、種名、性別等を記録し速やかに放獣する計画としております。 ・調査地域は帰環困難区域であるため、夜間の立ち
	見回るべきだ(夕方設置して、見回りせずに朝方 回収などということを絶対に行わないこと)。	入りが不可能です。そのため、設置後、朝方に確認 を行い放獣いたします。
10	■コウモリ類の保全措置について 樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスク が高いことが、これまでの研究でわかっている。 低空(林内)を飛翔するコウモリでさえ、樹林(林 縁)から 200m 以内ではバットストライクのリ スクが高くなる。コウモリを保全するため、風 力発電機は樹林から 200m 以上離すべきではない のか?	当該事業地はほぼすべてが樹林であり、樹林から 200m 以上離して風力発電機を設置することは困難です。コウモリ類の調査、予測及び評価については専門家等の意見も踏まえながら、事業者が実行可能な範囲において配慮しながら進めてまいりたいと考えております。
11	■コウモリ類の保全措置について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値 を上げることと低風速時のフェザリング」が行わ れている。事業者は、コウモリの活動期間中にカ ットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフ ェザリングを行えば、バットストライクの発生を 抑えられることを認識しているのか? なお「国内におけるコウモリの保全事例数が少な いので保全措置は実施しない」といった回答をす るかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても 「保全措置は実施可能」である。	コウモリ類の調査、予測及び評価については専門 家等の意見も踏まえながら、事業者が実行可能な範 囲において配慮しながら進めてまいりたいと考え ております。
12	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「ライトアップをしない」ことが「コウモリ類の保全措置として有効ではないこと」を認識しているだろうか?ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。 仮に「ライトアップをしないこと」をコウモリの保全措置としてあげるならば、「ライトアップをしないこと」といっまりのはいっと、	ご指摘いただいた点も含め、今後も新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない調査方法や最善の保全措置について工夫に努めてまいります。なお、本事業の方法書において、コウモリ類への対策として、「ライトアップをしないこと」に言及しておりません。

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■コウモリの保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはずだ。現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な分ットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリ類の専門家」に、調査手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。	ご指摘を踏まえ、コウモリ類に関して学術誌に原著論文が掲載された実績のある方にヒアリングを 実施したいと考えております。
14	■バッドディテクターによる調査について バットディクターの探知距離は短く、地上からで は高空、つまりプレードの回転範囲の音声はほと んど探知できない。よって準備書には使用するバ ットディテクターの探知距離を記載すること。 なお「仕様に書いていない(ので分からない)」な どと回答をする事業者がいたが、バットディクタ ーの探知距離は影響予測をする上で重要である。 わからなければ自分でテストして調べること。 ■バッドディテクターによる調査地点について	メインとして使用するバットディテクターを使用した範囲では、アブラコウモリの場合で概ね30m程度まで音声を拾うことを確認しています。これらの内容を準備書では記載いたします。 自動録音機能付きのバットディテクターを用い
10	バッドディテクターによる調査地点の記載がない。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(6箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	た調査についても、実施する場合には、準備書において調査地点を記載いたします。
16	■バッドディテクターによる調査日数について バッドディテクターによる調査時間の記載がな い。「コウモリの利用頻度」を調査するつもりなら ば自動録音能付きのバットディテクターを使用し て、長期間の録音をするべきではないのか。	自動録音機能付きのバットディテクターを用いた調査を実施した場合には、準備書においてその観察時間や期間についても記載いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
-	■コウモリ類の保全措置について	事来有の兄牌 コウモリ類の調査、予測及び評価については専
17	■コリモリ類の保生指置について なぜ事業者は風車で益獣のコウモリを殺すの	コワモリ類の調査、ア側及の評価については等 門家等の意見も踏まえながら、事業者が実行可能
	か?事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子	な範囲において配慮しながら進めてまいりたいと
	が、事業有は日元の利益を優元し、日元にものす 孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけ	考えております。
	ない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら	なお、本方法書では事後調査のことは触れてお
		りませんので回答いたしかねます。
	保全措置を検討する』などという悪質な事業者が	りょせ/DV/で回合v /に U//*4&より。
	いたが、コウモリの繁殖率は極めて低いので、一 時的な殺戟が地域個体群へ与える影響は大きい。	
	日 時的な複数が地域個体群へ与える影響は入さい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少し	
	コワモリの石動朔间中に『カットイン風速を少し あげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、	
	バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究である。エいスパラスリストラ	
	れまでの研究でわかっている。『ライトアップを	
	しないこと』はバットストライクを低減する効果	
	は確認されていない。さらに『事後調査』は『環	
	境保全措置』ではない。	
	『影響があることを予測』しながら『適切な保全	
	措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に	
	違反するのではないか。 ■コウモリ類の保全措置について	コウェリ海の細木 マルエバジケス へいていす
18		コウモリ類の調査、予測及び評価については専
	事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべ	門家等の意見も踏まえながら、事業者が実行可能
	く環境保全措置を実施する」つもりが本当にある	な範囲において配慮しながら進めてまいりたいと
	のか?既存資料によれば、樹林から 200m の範囲	考えております。
	に風車を立てないこと、『カットイン風速を高く	
	設定し、低速時のフェザリングをすること』のみ	
	がコウモリの保全措置として有効な方法である	
	ことがわかっている。	
	この方法は、事業者が「十分実施可能な」、コウ	
	モリ類への保全措置であろう。ならば事業者はコ	
	ウモリ類について、環境保全措置、つまり「カッ	
	トイン風速を高く設定し、低速時のフェザリング	
	をする」ことを「事後調査の後」まで先延ばしせ	
	ず、即実施するべきではないのか?	
	なお「国内におけるコウモリの保全事例が少ない	
	ので保全措置は実施しない(大量に殺した後に検	
	討する)」といった回答をする事業者がいたが、	
	そもそも「影響があることを知りながら適切な保	
	全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故	
	意にコウモリを殺すこと」に等しい。 ■意見書の提出方法について	
19	■ 尽害の従口万伝について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がか	 メールの場合、セキュリティシステムの関係で
	わさわさ息見を近へるのに、郵送すると質用がか かる。アセスで意見を求めているのは本件だけで	- メールの場合、セヤュリティングアムの関係で 受け取れない可能性がありますので、意見に関し
		支り取れない可能性がありますので、息兄に関し ては郵送での受付とさせていただいております。
	はなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは 金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ	ては野広で少文的とさせていただいてねります。
	The state of the s	
	御社は他の事業者のようにEメールや専用フォームで意見を受け付けないのか?専用フォームなら	
	ウィルスの心配も少ないだろう。 ■ 辛見は集然しないこと	
20	■意見は集約しないこと	- 辛日妻の内容は亜幼子ファトむノ 人子ハ門・
	意見書の内容は、貴社の判断で要約しないこと。	意見書の内容は要約することなく、全文公開い
	要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事	たします。
	業者見解には、意見書を全文公開すること。	

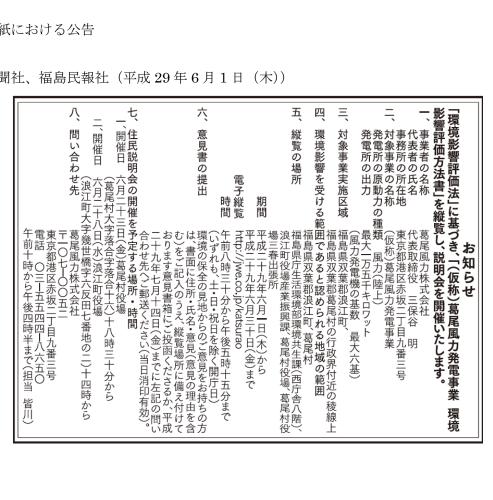
埼玉県さいたま市在住B氏

NT.	卒 日の無悪	古坐払の日毎
No.	意見の概要	事業者の見解
21	「バットディテクターによる入感状況調査」はフルスペクトラム方式の機種を使用し、FFT	入感状況調査では、フルスペクトラム方式の機 種に限らず、リアルタイムで録音可能な機種を使
	方式にて解析を行うこと。入感位置はすべて	用し、調査を実施いたします。入感位置は記録し
	GPSデータで記録すること。	ます。
22	コウモリ類の捕獲・入感状況調査における「立	帰環困難区域であり、夜間の立ち入りは制限さ
	入可能な時間帯」とは、具体的に何時である	れております。なお、立ち入りは17時までとなり
	のか。また、なぜ立ち入りが不可であるのかの	ます。
	理由を示すこと。	
23	「立入不可能な時間帯」がコウモリの活動時間	上記のとおり、コウモリの活動時間と大幅に重なるため、初立は無人自動領立機な用いて調本な
	帯と大幅に重なる場合(夜間の半分以上)の入	なるため、超音波無人自動録音機を用いて調査を 実施します。
	感状況調査は「超音波無人自動録音機」の類を	大旭しより。
2.4	使用すること。 「高々度を飛翔する種群の生息が確認された場	逆目盛検測桿等を用いて樹冠上を飛翔するコウ
24	合などは、別途これらの種群の飛翔状況を把握	モリ類の生息状況について調査の実施を検討して
	するための調査を実施する」の「飛翔状況を把	おります。
	握するための調査」について、具体的な手法を	
	示すこと。	
25	「高々度を飛翔する種群」の有無については、	現地調査結果や専門家等の意見を踏まえ、判断
	事業者他の判断ではなく、コウモリ類の超音波	いたします。
	音声に詳しい専門家に判断を仰ぐこと。	
26	「飛翔状況を把握するための調査」は、コウモ	逆目盛検測桿等を用いた調査を実施し、ブレー
	リ類のブレード回転域内の活動状況を活動の期	ド回転域内も含め高々度を飛翔するコウモリ類の 生息状況を把握いたします。調査期間については
	間全てにおいてフルスペクトラム方式で記録	活動が活発になる夏季から秋季の実施とします。
27	すること。 コウモリ類の捕獲調査 6地点中5地点が「対	コウモリ類の捕獲調査は対象事業実施区域及び
27	コウモリ類の捕獲調宜 6 地点中 5 地点が「対象事業 象事業実施区域」外である。なぜ「対象事業	その周辺における代表的な環境で、かつ調査に適
	実施区域」でコウモリ類の捕獲調査が実施でき	した場所で実施する予定です。対象事業実施区域
	ないのか。	及びその周辺のコウモリ相の把握に努めます。
28	「対象事業実施区域」外で捕獲されたコウモリ	捕獲されたコウモリ類のうち、重要な種につい
	類の予測評価においては、「対象事業実施区域	ては、ご指摘も踏まえ影響予測を行います。
	外であることから影響は軽微である」等の恣意	
	的な予測評価は行わないこと。	
29	コウモリ類の調査手法には「かすみ網」が記載	かすみ網は用いず、コウモリ類への負担の小さ
	されていないが、「かすみ網」であれば、「小	いハープトラップを用いた調査を実施することとしました。
	型哺乳類捕獲、自動撮影調査地点」での調査が	U & U / C 0
	可能である。「対象事業実施区域」において「か すみ網」による捕獲調査を実施すること。	
30	する。 御社は「福島復興風力株式会社」と同住所で、	葛尾風力発電事業と阿武隈風力発電事業の事業会
30	同社の阿武隈風力発電事業の担当者(皆川)も	社については、別の企業ですが、それぞれの事業
	同じである。本当に実在している法人であるの	に参画している企業の中に、事業計画や環境調査
	か。風力発電施設を建設、売却することが目的	等をとりまとめる担当の企業として同じ会社がご
	だけの法人ではないのか。地域の環境保全に対	ざいます。葛尾風力発電事業には、葛尾村も出資
	して持続的に責任を負うことができる法人であ	する予定で、事業に参画する他の企業も責任を持
	る見解を示すこと。	って事業を推進しています。

福島県福島市在住C氏

No.	意見の概要	事業者の見解
31	本計画に対しては計画段階配慮書縦覧において、 国有保安林の保全を優先する旨、意見を述べてきましたが、本方法書においても具体的な配慮や進展が見られません。国有保安林には自然林が多く、本計画地においても中央部には、阿武隈山系では希少な植生である「スズタケーブナ群落」が見られる他、南端部においても自然林が植生していることから、これら2箇所については、中止もしくは、予定箇所の変更を求めます。	本方法書による調査方法から得られた現地調査 結果を踏まえ、自然度が高い樹林が改変されるか どうかを予測いたします。改変される場合には、 実行可能な範囲で影響を回避もしくは低減できる よう、計画を再検討することや保全措置を講じる など、対策を検討したいと考えております。方法 書時点では、まだ現地調査に入っておりませんの で、今後、準備書以降において、自然度が高い樹 林の分布状況などもお示ししたいと考えておりま
32	また、計画地は全域が帰還困難区域に指定され、 高濃度の汚染地域であることから、的確なモニ タリングを実施し、季節毎の飛散予測とその対 策を行うこと。このことは、住民帰還にも影響 を及ぼすことから、誠意ある対応を切望する。	す。 工事実施予定の各季節に関して現在の放射線の 量を測定し、その結果をもとに、環境影響評価技 術ガイド (放射線) (環境省、平成 27 年) に沿っ て対象の地域の放射線量が上昇しないかを予測い たします。放射線量の変化に関して定量的に予測 するための知見が現時点では十分に蓄積されてお らず、既往の知見に基づく定性的な予測になりま すが、住民の方が帰還されるという前提で適切な 環境保全措置を検討してまいります。

福島民友新聞社、福島民報社(平成29年6月1日(木))



「(仮称) 葛尾風力発電事業」に係る説明会のお知らせ

葛尾風力株式会社が計画する「(仮称) 葛尾風力発電事業」に関する説明 会を実施しますのでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施 策として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。

上記ビジョンを実現するための構想のひとつとして、「阿武隈地域で風力発電を行う 仮事業者の公募」が行われ、葛尾風力株式会社が阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者 として選定されました。

このため、以下の内容で、事業の概要や環境影響調査の手法等について、説明会及び図書の縦覧を実施します。

- 1. 説明会の内容 風力発電事業の概要や環境影響評価方法書の内容等を説明いたします。
- 2. 説明会の場所、日時

1

日時: 平成29年6月23日(金) 18時30分~

場所:葛尾村役場

②対象地区:大放•岩角地区

日時:平成29年6月24日(土) 10時~ 場所:葛尾村役場 三春出張所 2階大会議室

③対象地区:野行地区

日時:平成29年6月24日(土) 14時~ 場所:葛尾村役場 三春出張所 2階大会議室

- ※ 都合が悪い場合は、どの会場でも参加できます。
- 3. 環境影響方法書の縦覧場所、期間

場所: 葛尾村役場及び三春出張所

期間: 平成29年6月1日(木)~7月14日(金)

時間:平日の開庁時間

′4. 事業の場所

葛尾村、浪江町の行政界付近の稜線上 周辺を中心とした地域(概ね右図の枠の範囲)

5. 問い合わせ先

葛尾風力株式会社 電話番号: 03-5544-8650〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目9番3号

担当者:皆川

6. 環境影響調査実施会社

一般財団法人日本気象協会



(福島県のウェブサイト)



公聴会の開催			
福島県環境影響評価審査会		開催日	
知事意見		通知日	
評価書	公告日		
計画者	縦覧期間		
工事着手の届出	工事着手の届出		
工事完了の届出	工事完了の届出		
事後調査報告書	公告日		
尹及副旦年以古古	縦覧期間		
対象事業の廃止等			
備考		の手続きがされた後	區島阿武陽風力発電構想」として計画段階環境配度書 も、「(仮称)阿武陽風力発電事業」を経て、平成29年5 一部の事業承绌したものです。

(※)環境影響を受ける範囲であると認められる地域

▽このページに関するお問い合わせ先

<u>環境共生課</u> 環境影響評価担当 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Email kyousei@pref-fukushima lg.jp Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927 <u>電子メールでのお問い合わせはこちらから</u>

(浪江町のウェブサイト)



(浪江町のタブレット表示)



浪江町役場産業振興課

環境影響評価方法書についての説明会

※表示内容は、パソコンと同じ

タブレット端末

(葛尾風力株式会社 ホームページ)

(1)

【(仮称) 葛尾風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について】



-17-

③方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号 第一松浦ビル2階

●お問合せ先

草尾風力株式会社 扫当:皆川

カスキ 万家寺水のロウ水の口日

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 調査予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 <u>委託</u>

(仮称)葛尾風力発電事業 環境影響評価方法書 要約書

●意見書の送付について

「(仮称) 葛尾風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記当社宛先までご郵送ください。

○受付期間: 平成29年6月1日(木)から平成29年7月14日(金)まで

(郵送の場合は7月14日消印有効)

○郵送の場合

宛先:〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号 第一松浦ビル2階

葛尾風力株式会社 皆川 宛

ご意見記入用紙はこちらよりダウンロードください。

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である方法書の名称

③方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

●お問合せ先

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号 第一松浦ビル2階

葛尾風力株式会社 担当:皆川

電話番号 03-5544-8650(土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで)

(仮称)葛尾風力発電事業 環境影響評価方法書 住民説明会のお知られ

(葛尾風力株式会社 環境影響評価ウェブサイト) (2)

【(仮称) 葛尾風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について】



^{←(}仮称)葛尾風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

「(仮称)葛尾風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 葛尾風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記へ郵送ください。

- ○意見書の郵送先 〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号 第一松浦ビル2階 葛尾風力株式会社 皆川 宛
- ○意見書の提出期限 平成29年7月14日(金)[当日消印有効]

.....

意 見 書

平成 29 年 月 日

項目	ご記入欄
お 名 前 [法人その他の団体にあっては、] 法人名・団体名、代表者の氏名]	
ご 住 所 [法人その他の団体にあっては、] 主たる事務所の所在地	₸
方法書についての環境の保 全の見地からのご意見	
日本語により意見の理由を含 めて記載してください。	

- 注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 - なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
 - 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。